

別表（第4条関係）

経費区分	内 容
(1) 人件費	事業実施に関して発生する労働、作業等に対する対価報酬として支払われる金銭又は現物給与（弁当、飲料等）のうち一方 なお、現物給与については、懇親会、反省会等に係る費用、酒類等は認めない。
(2) 謝金	・講師等に対して、報酬として支払われる金銭又は物品
(3) 旅費	・交通費（現地調査等に係る移動を含む。）の実費額 ・連続する2日以上研修等については宿泊費
(4) 物品等購入費	・使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の什器備品等の消耗品費 ・ノベルティ購入費及びノベルティ作成のための材料費 ・車両、機械、機器類等の燃料費 ・会場設営等に要する資材又は原材料の購入費 ・会議資料、ポスター、チラシ等の印刷製本費 ・イベント等の電気、ガス、水道等の光熱水費
(5) 役務費	・郵便料等の通信運搬費 ・メディア広告の媒体企業等に支払う広告料 ・季節営業許可等の手数料 ・事業実施に必要な保険料
(6) 使用料及び賃借料	・会場使用料 ・車両、機械、機器類等の借上料
(7) 委託料	直接実施することが困難な内容について、事業の一部を委託するための委託料
(8) 負担金	講習会、研修等に係る負担金、参加料、資料代等
(9) その他	町長が必要と認める経費

※上記（1）及び（7）については、それぞれの合算額が事業の総事業費に4分の1を乗じて得た額を越えてはならない。